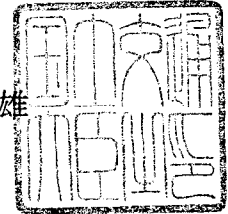




国住政第28号  
平成18年8月30日

社会資本整備審議会  
会長 森下 洋一 殿

国土交通大臣  
北側 一雄



住生活基本計画（全国計画）（案）について（意見聴取）

標記について、住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。



国社整審第11号

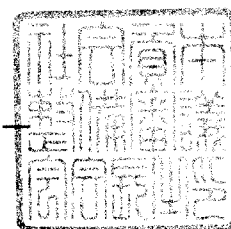
平成18年8月30日

住宅宅地分科会

分科会長 小林 重敬 殿

社会資本整備審議会

会長 森下 洋



住生活基本計画（全国計画）（案）について（付託）

平成18年8月30日付国住政第28号により当審議会に意見を求められた「住生活基本計画（全国計画）（案）について（意見聴取）」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、住宅宅地分科会に付託します。



国社整審第13号

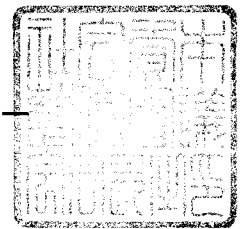
平成18年9月8日

国土交通大臣

北側 一雄 殿

社会資本整備審議会

会長 森下 洋



「住生活基本計画（全国計画）（案）について」について（報告）

平成18年8月30日付国住政第28号により当審議会に意見を求められた「住生活基本計画（全国計画）（案）について（意見聴取）」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定により、当審議会住宅宅地分科会の報告をもって当審議会の報告とすることが適当と認めますので、別添のとおり報告します。



国社整審（住）第5号  
平成18年8月31日

社会資本整備審議会  
会長 森下 洋一 殿

社会資本整備審議会住宅宅地分科会  
分科会長 小林 重敬



### 住生活基本計画（全国計画）（案）について

平成18年8月30日付け国社整審第11号で当分科会に付託された件について、以下のとおり報告する。

#### 記

住生活基本計画（全国計画）（案）は、住生活基本法の趣旨に鑑み妥当である。なお、計画の実施に当たり、次の事項に留意すること。

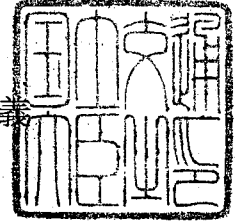
- 1 本計画の趣旨と内容を国民にわかりやすい形で説明し、広く国民の理解と協力を求めつつ、本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進すること。
- 2 住生活基本法の趣旨を踏まえ、従来の住宅政策の枠にとらわれず、豊かな住生活の実現に向けた幅広い成果指標が設定されるよう、5年後の計画の見直しに向けて検討に努めること。
- 3 地方公共団体による計画の策定及び施策の推進に当たっては、本計画に定める各種水準が的確に活用されるよう、その趣旨と内容について周知徹底を図ること。
- 4 都道府県計画の策定に当たっては、地域の実情を踏まえた目標、成果指標、基本的な施策等が定められるよう努めること。
- 5 地域における多様な居住ニーズに的確に対応した施策を展開していくため、より地域に密着した行政主体である市町村においても施策の方向性を示す基本的な計画が策定されるよう努めること。



国住政第71号  
平成21年2月24日

社会資本整備審議会  
会長 張 富士夫 殿

国土交通大臣  
金子 一義



住生活基本計画（全国計画）の変更（案）について（意見聴取）

標記に関し、住生活基本法（平成18年法律第61号）第15条第6項において準用する同条第4項の規定に基づき、別添の案について貴審議会の意見を求める。

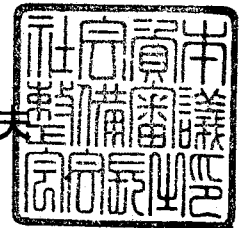


国 社 整 審 第 3 2 号  
平 成 2 1 年 2 月 2 4 日

住宅宅地分科会  
分科会長 越澤 明 殿

社会資本整備審議会

会長 張 富士夫



住生活基本計画（全国計画）の変更（案）について（付託）

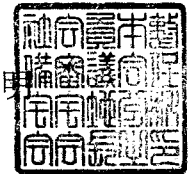
平成21年2月24日付国住政第71号により当審議会に意見を求められた「住生活基本計画（全国計画）の変更（案）について（意見聴取）」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第1項の規定により、当審議会住宅宅地分科会に付託します。



国社整審(住)第14号  
平成21年2月24日

社会資本整備審議会  
会長 張 富士夫 殿

社会資本整備審議会住宅宅地分科会  
分科会長 越澤



住生活基本計画(全国計画)の変更(案)について

平成21年2月24日付け国社整審第32号で当分科会に付託された件について、以下のとおり報告する。

記

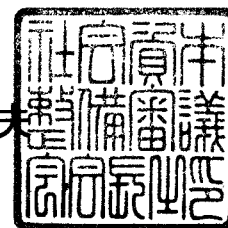
住生活基本計画(全国計画)の変更(案)は、妥当である。



国社整審第35号  
平成21年3月6日

国土交通大臣  
金子 一義 殿

社会資本整備審議会  
会長 張 富士夫



住生活基本計画（全国計画）の変更（案）について

平成21年2月24日付国住政第71号により当審議会に意見を求められた「住生活基本計画（全国計画）の変更（案）について（意見聴取）」については、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項の規定により、当審議会住宅宅地分科会の議決をもって当審議会の議決とすることが適当と認めます。